

**平成25年度 第2回岐阜県食品安全対策協議会
議事要旨**

- 1 日時：平成25年11月28日（木）13：30～15：10
- 2 場所：岐阜県庁舎 6階 6南2会議室
- 3 出席委員

区 分	団 体 名	役 職 等	氏 名
学識経験者	(公社) 岐阜県栄養士会	副会長	高木 瞳
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	専務理事	河原 洋之
	消費者	公募	北瀬 恵美子
	消費者	公募	齋藤 由美
	岐阜県食生活改善推進員協議会	会長	羽場 富子
	消費者	公募	林 円
生産者	なずな農園	代表	武山 洋子
	岐阜県養豚協会	会長	水野 良則
流通業者	(公財) 岐阜県学校給食会	理事長	岩本 修治
	(株)バロー	商品安全保障室マネージャー	橋本 保正

※欠席 大島愛子委員（消費者、岐阜県生活学校連絡協議会副会長）
 小原尚委員（学識経験者、岐阜県議会厚生環境委員会委員長）
 北野茂樹委員（生産者、(公社)岐阜県食品衛生協会会長）
 林幸治委員（流通業者、岐阜県卸売市場連合会会長）
 藤井里樹委員（生産者、全国農業協同組合岐阜県本部副本部長）
 前澤重禮委員（学識経験者、岐阜大学応用生物科学部教授）

4 議題

- (1) 食品の表示に関する情報提供（景品表示法について）
- (2) 第3期岐阜県食品安全行動基本計画について

5 議事要旨

(野池技術課長補佐兼係長（生活衛生課）)

ただいまから、平成25年度第2回食品安全対策協議会を開催します。なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開させていただきます。後日、事務局よりご確認させていただきますのでよろしくお願ひします。

はじめに、岐阜県健康福祉部次長の田中より、ご挨拶申し上げます。

(田中健康福祉部次長)

健康福祉部次長の田中でございます。皆様におかれましては、平素より県の食品安全行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、本日は大変お忙しいところをご出席いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、ホテルや百貨店などのレストラン等におけるメニューの食材について事実と異なる表示が行われていた問題や、コメの産地偽装などについて、報道等によりご承知のことかと思えます。こうしたことにつきまして、本日は次第にある「食品の表示に関する情報提供、景品表示法について」のなかで説明をさせていただきたいと考えております。

また、本日のメインの議題でありますけれども、第3期岐阜県食品安全行動基本計画について、今年度第1回の協議会においても骨子についてお目通しいただいたかと思えますが、今回はこれを深掘りさせていただいた案について説明をさせていただき、ご意見をいただけたらと思えます。どうぞよろしく願います。

(野池技術課長補佐兼係長(生活衛生課))

では、資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただいた資料は、次第、名簿、そして会議資料が資料1から資料3までです。そして、参考として「食卓の安全・安心ニュース」を配布させていただいております。不足はございませんでしょうか。

なお、本日は前澤会長が所用のためご欠席されておりますので、高木副会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願います。

(高木副会長)

副会長の高木です。本日は、皆様のご協力をいただきながら、進行を務めさせていただきますと思います。よろしく願います。

さて、本日の本題は、平成26年度より始まります「第3期岐阜県食品安全行動基本計画」について委員の皆さんのご意見を伺うということですが、先ほど健康福祉部次長からもお話がありましたように、報道されている食材の偽装の問題、これについて県のほうに景品表示法の担当がありますので、最初に県環境生活部県民生活相談センターのご担当者から、景品表示法についてのご説明をいただきます。その後、第3期岐阜県食品安全行動基本計画についての説明を事務局からいただき、その後で各委員の皆さんの自由なご意見を伺いたいと思います。

(朝倉係長 (県民生活相談センター))

皆さんこんにちは。私は、岐阜県県民生活相談センターで事業者指導係長をしております朝倉と申します。私のほうからお話をするにあたり、資料をご用意しております。資料1をご覧ください。「安心して商品・サービスを選べる環境を守るために 景品表示法のお話」という題名で、景品表示法という法律の概要についてまとめております。

まず冒頭に、県民生活相談センターという組織をご存じない方もおられるかと思しますので、簡単に説明したいと思います。

私どもでは、相談センターとして、行政や相続などの一般相談、交通事故の相談、消費生活に関する相談、この3つの柱で相談業務を行い、県民の皆様のお役に立てるように業務を行っております。所管する法律は、消費生活に関するものが主体となっており、法律によって指導権限、処分権限が与えられているものもあります。

さて、皆さまもご承知のとおり、10月22日の阪急阪神ホテルズを皮切りに、全国のホテルや旅館などのレストランにおいて、メニューの食材に関する誤表示の公表が相次いでおります。本県におきましても、11月1日に県内6つの施設において誤表示があったと各施設のホームページ等で公表されたところ。メニュー表示について規制する法律は、景品表示法という法律になります。

資料1をご覧ください。景品表示法は、正しくは「不当景品類及び不当表示防止法」という法律で、略して「景表法」という使い方もされております。この法律の目的ですが、不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を規制することにより、一般消費者の利益を保護することを目的としております。

1枚めくっていただき、2ページをご覧ください。景品表示法における表示とは、事業者が商品やサービスを購入してもらうためにその内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。さらに、表示とは具体的に何を指すのかについて、小さい文字ですが書かれています。容器、チラシ、パンフレット、ポスター、新聞やテレビ、ダイレクトメール、電話セールスなどの口頭によるもの等です。口頭によるものについても表示と定義されます。

景品表示法においては、不当表示を禁止しております。不当表示とは何かということですが、3つの類型に分けて規定しております。1つめは優良誤認。商品やサービスの品質、規格、その他の内容についての不当表示です。2つめは有利誤認。商品やサービスの価格その他の取引条件についての不当表示です。そして3つめは、その他誤認されるおそれのある表示。これについては、6つ

の類型が内閣総理大臣により指定されています。

もう少し詳しく、さきほどの優良誤認から順に見ていきたいと思えます。まず優良誤認ですが、資料において2つ示しています。まず1つめは、内容について実際のもよりも著しく優良であると消費者に示す表示。例えば、国産有名ブランド牛の肉であるかのように表示していたが、実際は国産有名ブランド牛ではない国産牛肉であったという場合です。2つめは、内容について事実に相違して競争事業者よりも著しく優良であると示す表示。例えば「この新技術は日本で当社だけ」と表示していたが、実際には他社も同じ技術を採用した商品を販売していた場合です。こうした事例が、優良誤認と言われるものです。

続いて、有利誤認です。これも資料で2つ示しております。1つめは、取引条件について実際のもよりも取引の相手方に著しく有利であると消費者に誤認される表示。例えば、「今なら金利〇%」と表示していたが、金利が手数料抜きのものであったため、実質的な受取額が表示以下になる場合です。2つめは、取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると消費者に誤認される表示。例えば、新聞の折り込みチラシで「地域一番の安さ」と表示していたが、周辺のホテルの価格調査をしておらず、根拠のないものであったという場合です。

3つめは、その他誤認されるおそれのある表示として内閣総理大臣が指定した不当表示になりますが、資料には、無果汁の清涼飲料水等についての表示、商品の原産国に関する不当な表示、消費者信用の融資費用に関する不当な表示、不動産のおとり広告に関する表示、おとり広告に関する表示、有料老人ホーム等に関する不当な表示、この6つを記載しています。

では、不当表示を行った場合、その違反行為に対して事業者が受ける措置について、資料1の4ページに書いております。消費者庁長官は、違反事業者に対し、違反行為の差し止めや再発を防止するために必要な事項、関連する公示等を命じる措置命令を行うことができるとされています。また、措置命令に違反した者は、2年以下の懲役または300万円以下の罰金が、当該事業者は3億円以下の罰金が科せられます。この2つについては、消費者庁の権限になります。都道府県知事の権限としては、違反行為を止めること、これに関連する公示をすることを指示することができるという指示命令、そして、もし指示に従わなかった場合は、違反行為を止めさせるため、または違反行為が再び行われること防止するため必要があると認められるときは、消費者庁長官に適切な措置を取るべきことを求めることができると規定されています。従って、現在、県に与えられている権限としては、指示、そして指示に従わなかった場合に措置命令を求めること、この2つになります。

景品表示法についてはこのような内容になりますが、先ほどお話ししたとおり誤表示の公表があったわけです。メニューなどの表示は、消費者が選択する

うえで大変重要な情報であるにも関わらず、事業者の認識が甘かったのではないかと言わざるを得ない状況です。特に今回次々と発覚しているのが、一流レストランと呼ばれる場所です。正確な表示を行うのが当たり前だと信頼していただけに裏切られたという消費者の声も耳に入ってきております。率先して適正な表示を行っていただくべきところをこうした事態に至り、大変残念な思いです。こうしたことから、消費者の食品、あるいはレストラン等の業界に対する信頼を揺るがす大きな問題であったと認識しております。

県といたしましては、誤表示を行った施設に対する事実確認の調査を行いました。既に誤表示は改善されており、適正な表示となっていることを確認しております。併せて、誤表示を行った施設に対して嚴重注意を行い、各施設からは改善内容と再発防止策について報告をいただいております。また、レストラン、料理、ホテル、旅館といった業界の事業者は県内に多数ありますので、関係する団体に対してメニュー表示の総点検をお願いしております。もし誤表示が明らかになった場合は自主的に公表するよう要請しております。資料1の6ページ以降に、県が業界団体の皆様に対して申し入れを行った文書を参考として添付しております。

今回の誤表示については、誤表示を行った施設の認識の甘さがあったのではないかということ为先ほど申し上げましたが、これ以外にも料理界の慣例や、景品表示法を含めた表示に関する法令の知識不足が見受けられるものがありました。従って県といたしましては、これらを踏まえ、こうしたことが再発しないよう、業界団体や各事業者の皆さまへの研修などを通じて、法令遵守に対する意識の向上を図るとともに、食品表示に対するチェック体制についてももう一度ご検討いただくことを求めています。

消費者からの信頼を回復するために、まずは事実を明らかにしていただき、再発防止を図っていただくとともに、県としても適正な表示の推進をバックアップしていき、県民の皆さまが安心して料理や食事を選択できるような環境づくりをしていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。どうもありがとうございました。

(高木副会長)

ご説明ありがとうございました。ご質問などはありますか。

(河原委員)

2点聞きたかったのですが、誤表示という表現を使用されて、不当表示とか偽装という表現は使われなかった理由は、どういったところにあるのか。それと、自主的な公表を求めていらっしゃる、そのあたりの信頼性はどうか。この2点についてお伺いしたいと思います。

(朝倉係長 (県民生活相談センター))

今回の件について、誤表示という言葉を使用している理由は、先ほど景品表示法の説明をさせていただきましたが、今回の事例が優良誤認にあたるかどうか、更に言えば、それが著しく優良かどうか、まだ認定に至っていないからです。これについては、消費者庁においても何が著しく優良かという基準について検討いただいております。現段階で判明した6施設については調査中ですので、現在のところは誤表示という表現をさせていただきます。

それから2点目、自主的な点検をお願いしている、その信頼性ですが、現在のところ、業界全体として消費者の信頼回復に向けた努力をしていただいております。従ってまずは自主的な公表ということで信頼回復に向けた努力をお願いしております。今後は、県としても何らかの監視体制を取っていくことも検討する必要があると考えております。

(高木副会長)

ありがとうございました。他はよろしいですか。

では、1つめの「食品の表示に関する情報提供」を終了します。続きまして、2つめの「第3期岐阜県食品安全行動基本計画について」ということで、事務局のほうから説明をお願いします。

(加藤食品安全推進室長)

食品安全推進室長の加藤でございます。

私からは、第3期岐阜県食品安全行動基本計画の現在の案について説明をさせていただきます。お手元には、資料2「第3期岐阜県食品安全行動基本計画の策定について」と、資料3「第3期岐阜県食品安全行動基本計画(案)」があるかと思います。この2つを使って説明をしたいと思っております。

まず、資料2をご覧ください。ご承知のとおり、第3期岐阜県食品安全行動基本計画は、食品の安全性の確保を図るために実施する県の施策をとりまとめ、本年度中に策定し、来年度から平成30年度までの5か年計画としてスタートします。昨年度からこの協議会の場でご意見をいただきながら、5つの基本的な考え方をまとめましたが、これをもとに3つの施策の方向性を掲げております。それが、資料2の1 施策の方向というところでございます。1つめが食品の安全性の確保、2つめは食品に対する安心感の向上、そして3つめは将来にわたる安全な食生活の確保ということでございます。この、3つの「施策の方向」に、それぞれ具体的な施策が記載されているというのが計画の概要です。

次に、現行の第2期計画と第3期計画の主な変更内容についてですが、3つあります。1つめは、新たな「施策の方向」に沿って、項目の整理や新設を行ったことです。第2期計画では、3つの着眼点がありました。今度の計画は、

3つの施策の方向になります。施策がどのような目的を持って実施されているのかということを確認して、項目で重複していたものを整理し、わかりやすいものにしたということです。現行計画の着眼点である「安全と安心を支える基盤づくり」は、新たに「将来にわたる安全な食生活の確保」という形で継続・発展させてまとめ直しました。また、第2期計画の33のアクションについて、類似のものを整理統合するとともに、社会的な問題となった「アレルギー物質対策」を新設し、先ほどご説明のあった「食品表示対策」、そして「輸入食品対策」についても整理しています。項目については、ポイントを絞って22にまとめております。

2つめの変更内容ですが、重点施策の変更です。これは社会情勢の変化によって重点化するものがある一方で、これまでの食品安全行動基本計画の取り組みのなかでほぼ達成されつつあるものもあります。達成されつつあるものは重点施策から外し、新たに課題となったものは重点施策に設定しています。引き続き重点施策としたのは、「コンプライアンスの推進」と、「食品表示対策」です。そして、「食中毒対策」「アレルギー物質対策」「双方向のリスクコミュニケーション」「食品の安全を守る人材の育成」は、新たに重点施策としました。

そして3つめは、コラボレーションや関係者の自主的な取り組みを重視していることです。消費者、食品関連事業者、行政などの、食品の安全に関わるすべての関係者の間で、コラボレーションを意識した取り組みを推進するとともに、計画のなかでは、コラボレーションの方向性や、行政から消費者、食品関連事業者それぞれに向けたメッセージを記載し、全ての関係者が食品安全に向けた自主的な取り組みを進めるように促す内容としました。

こうした変更点をまとめ直したものが、資料3の第3期岐阜県食品安全行動基本計画（案）ということになります。

では、お手元の資料3をご覧ください。1枚めくっていただきますと、目次の3ページ目になります。最初に「総論」ということで、この計画がどのようなものか、現状がどうなのか、どのような取り組みを行っていくのか。大局的な視点でまとめています。続いて、21ページから「各論」ということで、「現状と課題」について記載したうえで、「目指す方向」として大まかな方向性を記載しています。そして「主な事業」として、具体的に県庁のどの課が、どのような取り組みを行っていくのかを記載しています。

具体的に1つ、各論を見ていただきたいと思います。今、説明をさせていただいた資料3の21ページをご覧ください。「コンプライアンスの推進」になります。これは重点施策としております。21ページには「現状と課題」、22ページには「目指す方向」「主な事業」が掲載されています。そして「指標」として数値目標を設定し、取り組みがどのように進んでいるのかを管理していきます。このほか、わかりにくい言葉については「囲み記事」、ここでは「食品衛生

責任者とは？」と解説しております。

そのあと、23ページから「コラボレーションの方向」、第3期計画では、食品の安全に関わる皆さんとのコラボレーションに軸足を置いていますので、県が取り組むコラボレーションについて、その方向性を記載し、取り組みを強化していきます。

そして23ページに、県から「消費者」と「食品関連事業」の皆さんに向けて、メッセージを発信させていただきます。県が、どのような狙いを持って事業を実施しているのかを分かっていたかとともに、消費者や食品関連事業者の皆さんに主体的な関わりや取り組みをしていただきたいという思いを込めています。なお、巻末81ページからは、囲み記事以外の用語解説、数値目標の一覧を付けております。

第3期岐阜県食品安全行動基本計画の内容は以上のようになりますが、10月から11月にかけて、県内5か所、これは5圏域で1回ずつということになります。県民の皆様のご意見をお伺いする意見交換会を開催しました。意見交換会では、計画について説明をさせていただくとともに、計画の話に限定せず、さまざまなご意見を頂戴しました。こうした意見交換の中で、当計画に対する意見として2点いただきました。

1つは、コンプライアンス、コラボレーションをはじめ、カタカナ表記をなるべく避けてわかりやすさを心がけてほしいというご意見がありました。また、HACCPは英語でなく日本語を付けたほうが良いというご意見もありました。こうしたものについては、日本語で置き換えができないか、色々と検討しましたが、どうしても置き換えが難しいものもあります。単純に日本語に置き換えをするのが難しいものについては、囲み記事などにより、しっかりと計画中で説明をしていくことが必要であると考えております。

もう1つは、資料3の13ページですが、施策の方向のイメージ図になります。意見交換会にご提示したイメージ図がわかりにくいという指摘がありました。矢印の方向が下がるような書き方はいかがなものかというご意見もいただきましたので、このような図に修正しております。

これらの書き方に対するご意見は頂戴してきたところですが、内容を大きく変えるようなご意見はいただいております。意見交換会においても、概ねご理解をいただけたかなと考えております。

今後の予定については、12月9日から約1か月間、広く県民の皆さまに向けてパブリック・コメントを実施する予定です。そして、その結果を反映したものについて、今年度最後の回となる第3回の協議会の場でお示しして第3期計画として完成し、4月1日から新たに出発したいと考えています。説明は以上になります。

(高木副会長)

では、県からご説明をいただいた第3期岐阜県食品安全行動基本計画についてのことなど、委員の皆様のご感想やご意見を伺いたいと思います。

(河原委員)

私は、事前に資料をいただき、計画については非常に読みやすいと思いました。とりわけ、囲み記事で色々と用語などを解説いただいているので、例えば政府インターネットテレビというものについて、こういうものがあるのかと思いました。わかりやすく、読みやすく作られていると思います。ただ思うのは、コラボレーションの方向性が書いてあるのですが、もう少し視野を広げられないかなと思います。既存の組織で研修会などを開催するというコラボレーションが多いので、多くの県民が参加できるコラボレーションのあり方、今は参加していない方々を巻き込むようなやり方を考えられないかなと思います。また個別の施策としては、意見交換会においても出てきましたが、TPPの交渉が進行している中、輸入食品の安全性や遺伝子組換え食品の対策も、今は重点施策になっていませんが、もしTPPが実際に動き出して、輸入食品が大量に流入した場合、この計画で対応できるかという話もあったように思いますが、そのあたりの考えをお聞かせいただきたいのがひとつ。

それから、放射性物質の対策が重点施策にはなっていないのですが、現在の社会的な動きから考えると重点施策としても良いのではないかと思います。

もう1つは質問ですが、資料3の75ページですが、地産地消の項目の中に「ぎふ地産地消ネットワーク」という記載があります。これについて具体的に説明をいただけないでしょうか。

(北瀬委員)

第3期岐阜県食品安全行動基本計画案を拝見し、とてもわかりやすくなっているのと、意見交換会にも出席したのですが、出席者の皆さんからこの場で話し合ってきたことと同じような意見が沢山出され、皆同じようなことを考えておられるのだと感じるとともに、こうした意見がこの計画に反映されていくのだなと思いました。

今朝、テレビのdボタンで県政のニュースを見たのですが、「第3期岐阜県食品安全行動基本計画に関する県民意見募集」というとても硬い題名でした。県民の意見を求めるわけですから、もう少し県民寄りの題名にしたほうが、皆さんの目に留まるのではないかと思います。

(齋藤委員)

私は、重点施策のチョイスはとても良いなと思いました。社会情勢なども加

味されて、現在対応すべきことが盛り込まれているなと思いました。

ひとつ思うのは、食品表示法が制定され、今後2年以内に施行されるという中で、今回のメニュー表示の問題などもあり事業者に対しては対策が色々と取られると思うのですが、消費者への普及がされていない状況では、いくら事業者に対する対策を行ったとしても事業者と消費者の意識がずれていくのではないのでしょうか。消費者に対しても教育、啓発をする方向にしていく必要があると思います。

今回のホテルのレストラン等の問題についても、例えば伊勢えびとメニューに表示していたにも関わらず、実際は伊勢えびを使っていなかったわけですから、本来は価格も適正ではなく、価格は下がるはずなのです。しかし、伊勢えびではありませんでしたというだけで、消費者もそれで納得している部分もあり、それで本当にいいのかなという気がします。私は消費生活アドバイザーをやっておりますが、表示に関しては消費者教育を進めていかなければならないのかなと感じています。

また、県から消費者の皆さんや食品関連事業者の皆さんへのメッセージが書かれていて、とても温かい感じがするのですが、これを県民の皆さんに読んでもらうことが大事だと思います。

(羽場委員)

この計画案を読み、読みやすく良いと思います。説明も丁寧に書かれていることと、昨今の話題もすぐに取り入れて書いていただいているので良いと思います。私は食生活改善という立場から、将来にわたる安全な食生活の確保という視点を施策の方向として取り入れていただけるのは、とても良いと思います。この計画が絵に描いた餅にならないように、行政の皆さん、そして食品に関わる皆で心していかなければならない、それによって中身の濃い取り組みができるのだと思います。

(林(円)委員)

先日の意見交換会に参加させていただきました。私は、家庭で実際に食に携わるのは主婦であり、女性の意見を聞き、あるいは女性に知識を持ってもらわないと効果がないと思うのです。開催日が平日の午後だと、主婦層の参加が難しいと思います。平日の午前に開催するなど、主婦層の参加がもう少し見込める方法はないでしょうか。

また、コンプライアンスの推進を重点施策としており、とても重要なことだと思います。そして、食品の安全を守る人材の確保・育成についても重点施策としていますが、外食店事業者についても、栄養成分表示の充実を働きかけるとあります。外食店の方は仕事が煩雑になり大変かとは思いますが、栄養成分

表示を行うのであれば、メインとなる食材の産地表示を行うよう、県が働きかけることが必要ではないかと思えます。スーパーで買う食品には表示の義務付けがありますが、外食店では店員さんに聞けるので表示の義務がない、日々仕入れ先が変わる中で産地表示は難しいという話も聞きます。しかし外食店における表示の問題が起きています。先ほどの県民生活相談センターの担当者のお話を伺い、法律があり罰則もあることは分かったのですが、消費者の安心を維持しつつ、外食店の負担をなるべくかけないように、メインとなる食材だけでも表示してもらいたいのです。国の動きを待つだけではなく、県としても何かできることはないのかなと思いました。

(高木副会長)

消費者委員の皆さんからご意見を伺いました。県のほうからは、いかがでしょうか。

(加藤食品安全推進室長)

河原委員から、T P Pに係る輸入食品、遺伝子組換え食品のお話がありました。輸入食品については、保健所、保健環境研究所、それから私どもの実施する事業ですが、民間の検査機関により民間のスーパー等にご協力をお願いして検査を行う事業を含め、平成24年度実績で年間275件の輸入食品の検査をしているところです。各都道府県ともそれぞれ検査を行う中で岐阜県も県内に流通する輸入食品の検査を行うものであり、平成24年度については、愛知県の業者が輸入したワインについて保存料の使用基準違反が1件ございました。その前年はありませんでしたが、平成25年度についても現在のところ違反はないという状況で、概ね落ち着いた状況です。今後については、T P Pの交渉が進展するなかで輸入食品の量が増えていくことも予想されます。ただし、どこからどのような食品が増えていくのかなど、まだ今後について分からない状況です。この計画では、状況の変化に応じて中間見直しを行い、遺伝子組換え食品も含めて適切に対応していくことを考えております。

放射性物質についても同様であり、東北産等の流通食品について放射性物質の検査を、年間80検体を目安に行っております。これが行動目標のなかに入っているわけですが、これまでの継続的な検査において基準値を超えるものはありません。数件程度、少し値が出たというものがありません。現在の状況においては、重点施策を増やすよりもポイントを絞り、状況の変化を注視しつつその都度検討していく、というところが妥当ではないかと考えております。

(青谷技術課長補佐兼係長(農産物流通課))

地産地消ネットワークについてご説明します。これは現在、正式な名称とし

て決まっているものではないのですが、地産地消を進めていくために、県内の直売所、朝市、飲食店それぞれが地産地消にこだわりを持ち、例えば県産品愛用推進宣言の店など、様々な取り組みをされている状況です。こうして農業者や事業者の皆さんが個別に取り組みされてきた地産地消について、より消費者の方にアピールして、岐阜県産農産物の消費を進めていただけるように、集中的な運動週間を作りたいと考えております。

資料3の75ページの5行目にある地産地消キャンペーンについても、あくまで構想段階ですが、今年残念ながら中止とさせていただいた、岐阜県最大の地産地消イベントである岐阜県農業フェスティバルを皮切りに1週間程度、県内の様々な事業者の皆さんに事前に働きかけをしてご賛同いただける方々に、県が広報をしながら、地産地消にちなんだPR資材をお配りして一斉に店頭に置いていただくとともに、それぞれの事業者が地産地消メニューを提供いただく、あるいは地産地消の販売フェアをやっていただくといったこと、あるいは学校給食の献立に県産品のメニューを取り入れていただく、こういったことで集中的にアピールしていきたいと考えています。こうした運動に参加いただく方々を広げていくという意味でネットワークという言葉を使っております。

(加藤食品安全推進室長)

北瀬委員から、パブリック・コメントの広報が硬いというご意見ですが、おっしゃるとおりかなと思います。皆さんに広く正確に伝えるために言葉を選ぶ必要もあり、硬い表現になっているところがございます。しかし、県民の皆さんから意見を募集するというのが目的ですから、わかりやすさを前面に出さなければ意味がありませんので、広報の担当部署ともよく相談をしながら、県民の皆さんの視点に立ち、わかりやすい表現に努めたいと思います。

齋藤委員から、消費者への教育に重点を、というお話でした。第3期計画に記載している消費者の皆さんへのメッセージを消費者の皆さんに確実に伝え、ご理解いただくことが大切であろうと思います。我々だけが都合の良い時間・方法で研修会や意見交換会を開いては、我々の自己満足に終わりがねません。様々な制約があることも事実ですが、消費者への研修会や講習会などの開催については、参加しやすい環境づくりと内容の充実を進めたいと思います。

羽場委員からは、行動基本計画が絵に描いた餅にならないように、というご意見をいただきました。消費者の皆さま、事業者の皆さまにチェックをいただきながら、県内部においても連携して行動基本計画を作り上げていきたいと思っております。

林委員からは、女性の視点を持ち、生活に密着した研修内容にすることが必要であろうとのことでした。我々の開催するイベントについても、主婦の皆さんにも都合の良い時間に開催してはどうかといったご意見もいただきました。

また、今年度のシンポジウムについても、当初、託児サービスを導入しようと考えて準備を進めておりましたが、会場の都合などもあり、実現できませんでした。こうした反省も含め、様々な世代の色々な方が食品の安全に関する情報に接し、意見をお伺いできるような形にしていきたいと思っております。

もう1つ、飲食店等のメニュー表示の問題についてお話がありました。先日の発表のなかでも、景品表示法に係るもの以外で1件、高山市で米トレーサビリティ法に違反していた施設がございました。これについては適正に対応いただき、既に改善しております。米トレーサビリティ法では、米の産地について外国産米か国産米かを表示することが必要です。この違反施設では、岐阜県産米という表示をしておりましたが、在庫が切れて宮城県産米を仕入れた、しかしそれが施設内で周知されておらず、表示を変えていなかった状態が3か月程続いたというものです。内部管理が徹底できていないことが原因ですので、マニュアルを適切に運用・管理する、そしてそれを監視するところまでやっていきたいと考えております。ただし、あまり表示のルールが難しすぎて管理が困難な状況にしてしまい、より大きな危険性がある食中毒への対応に手拔かりがあってははいけません。こうしたバランスは必要であると思えます。

(朝倉係長 (県民生活相談センター))

飲食店等のメニュー表示の問題について、現在、国で検討されている状況です。県といたしましても、国の状況を注視しつつ、消費者が安心して外食をしていただけるよう、検討してまいりたいと思えます。

(高木副会長)

他によろしいでしょうか。では、生産者、流通業者の委員にご意見をお伺いしたいと思います。

(橋本委員)

バローの橋本です。第3期計画の内容については、協議会の場や意見交換会において何度も議論を重ねてきたことであり、ご意見させていただいたことも反映いただいておりますので、特に意見はございません。外食の表示の問題については、議論の段階で話題にもなっていなかったことであり、内容を反映するのは難しいと思えます。とはいうものの、これだけ大きな問題になっておりますので、重要施策という位置づけで監視指導をお願いしたいと思います。

この問題については、我々も対岸の火事ではないので、自分たちも襟を正す必要があると思えます。今、報道等ではこの問題について「誤表示」あるいは「偽装」と表現が混在しておりますが、私個人の考えとしては、これは両方とも正確ではなく、モラルの低さ、ということではないかと思えます。そして、

守るべきルールを知らないこと。こうしたことが一番の原因であると思っています。恐らく、当事者達も悪意がなかったのではないかと思います。悪意があるのであれば、こんなに多くは出てこないのではないかと。

こうしたことが起きた原因には、外食に対して外食表示のガイドラインがあるわけですが、罰則が伴うような明確な規定ではないこと、これが一番の問題ではないかと思います。今回の件については、景品表示法等で判断していくことになりますが、より明確なルールが必要ではないかと思います。

報道を見ていて感じるのは、今回の件をテレビのコメンテーターが糾弾するわけですが、ルールが定まっていないために、謝っている当事者とコメンテーターの論理がかみ合っていないということです。その最たる例としては、阪急阪神ホテルズの例ですが、報道ではトビウオの卵と知りながら鱒の卵を指すレッドキャビアを使っていたなどありました。我々生鮮食品のプロからすれば、鱒の卵はあくまで鮭の卵の代替品に過ぎません。鱒の卵をもってレッドキャビアと謳っていること、それが通用していたということ自体が驚きであり、それがトビウオの卵でしたということのほうが問題になっていることが更に驚きなのです。また、鮮魚と書いてあるのに解凍であったことが問題になりましたが、これもどうかと思います。解凍した魚を鮮魚と名乗ってはいけないのであれば、スーパーの鮮魚売り場は何と名乗れば良いのでしょうか。

このように、現状の報道では正しい共通認識がなされていないために、報道の内容が違った方向に向かう。それを聞いた消費者がまた誤解されるという悪循環に陥っている気がします。そのため、これは国の役割だと思いますが、ある程度の実効性を持ったルールをこの時期に作るべきだと思います。我々スーパーが適用されているJAS法では細かすぎるとは思います。景品表示法では大まかすぎる。その中間くらいのところで何らかの対応ができないかと思いました。また、それを待っていても時間がかかるとは思いますので、県としても立入指導などをしていただければ良いのかなと思います。

(高木副会長)

先ほど、表示が違っていることにより適正価格ではないのではないかと、という話がありました。流通業界においては、この点についてはどうお考えでしょうか。

(橋本委員)

悪意があるわけではなく、間違えて値段の違う別商品の表示を貼ってしまうことがあります。その時は適切に告知を行い、状況に応じて県に届出を行います。その中で値段に差が発生する場合、当然ご返金します。ただし、我々の場合は素材そのものを売っていますので、その差がわかりやすいのです。外食の

場合、これが料理される、提供の場もある、といった色々な要素が加わるため、表示が違うことによる値段差がいくらかを定めるのは難しいと思います。

(齋藤委員)

ジュースの例はわかりやすいですね。ホテルで1,400円のフレッシュジュースを飲んだけれども、それが普通のジュースであると知った場合、裏切られたと思うわけですが、実際の値段差はいくらかというのは難しいですね。

(高木副会長)

消費者のほうも、食品に関しては色々な面で勉強が必要だとは思いますが、素材の違いまで分かるかと言えば、少し難しいかも知れませんね。ありがとうございました。続きまして、岩本委員、よろしくお願いします。

(岩本委員)

齋藤委員がお話をされた消費者教育の重要性については、私も同感です。本日、お出しいただいている食品安全行動基本計画は、食を提供する事業者、そしてそれを指導監督する行政機関の側のルールづくりや働きかけをまとめたものだと思います。一義的にはそれで良いと思いますが、食の安全・安心ということになると、消費者の側の見方を含めないと完結しないのではないかと思うのです。食は、生産者から始まり、加工、流通、小売業者があつて、最後に料理をする人や食べる人がいます。食の安全・安心を本物にするためには、生産から最後の消費まで、トータルに見ていく必要があります。生産者には生産者の責任があり、加工には加工、流通には流通の責任があるように、消費者には消費者の責任があると思います。

ところが今の世の中の傾向として、自己責任は影を潜め、何かトラブルが発生するとそこだけを1点集中で攻め、その1点の責任論だけになる傾向があります。しかし深く分析してみると、実は根本的な原因はその1点だけではなく、その前後にも問題が含まれているのだと思います。そのように考えたとき、消費者教育の大切さを改めて感じます。第3期計画にも盛り込まれているコラボレーションの手法を、消費者への働きかけを強めるという意味で活用していただければ良いと思います。

(水野委員)

第3期岐阜県食品安全行動基本計画案を拝見し、わかりやすくまとめていただいて良いなと思っています。私も、有名どころの偽装といったニュースが毎日流れて、驚きを感じました。豚肉も輸入をされているわけですが、その際に関税がかけられており、今年は関税がかかるぎりぎりのところで申告をして課

税を免れるような業者が追徴課税されたと聞いております。国税当局もかなり力を入れて監視をしているようです。行政の監視が届いていることにより、業界に一定の緊張感が保たれるということがある程度大事なのかなと思います。

(武山委員)

有機野菜の生産を行っております。ピアゴさんやヨーカドーさん、イオンさんなどと取引がある中で、バイヤーさんからお話を聞きますと、岐阜県産というのが注目されているということです。それで地場野菜コーナーを設けていると。放射能や環境といった問題を消費者が意識しているわけですが、昔は、自分の食べる米だから農作業を手伝えと言われてたものです。ところが今は、危ないからといって、生産者の子供でさえ手伝わせない。そこで、あるスーパーさんなどは農林水産省と連携して団体を立ち上げ、アトピーなどの問題を親と子と一緒に食を通して考える場を作っています。私が中学生の体験学習などに行きまして、君たちは何で生きているのかと聞くと、返事も返ってこないのです。おまんま食べて生きているんだろと言うと、そうだねと納得してくれます。土から血液や肉体ができるんだよ、だからもう少し、自分の食べているものをしっかり見なさいと必ず言うようにしています。

そうした中で、食品安全行動基本計画案を拝見して、コラボレーションをどのように具体化していくか、なかなかイメージが湧かなかったのですが、子供を持つ親を巻き込んでの体験学習に取り組んでいこうかなと考えています。こうした体験学習の中で、子供が嬉々として野菜などを食べている姿を見て、こうした取り組みを続けていき、食に対する有難みを感じるように教育していけたら良いなと思っています。

(高木副会長)

ありがとうございました。県のほうから、いかがですか。

(朝倉係長 (県民生活相談センター))

橋本委員から、メニュー表示の問題に関する要因として、モラルの低さ、知識不足、そしてルールが適切に決められていないということについてご意見をいただきました。違反が判明した施設の調査から分かってきたこととして、食品の表示が消費者にとって大変重要であるという事業者の認識が不足していたということがあります。また、中華料理業界における海老のように、業界内における慣習が影響していることもあるようです。事業者の業界では常態化していたことが、消費者の意識とずれていたということがあったのではないかと思います。今後、ルールをしっかりと決めていくことで、食を提供する側と食べる側の意識のずれが解消されていくのではないかと考えております。景品表示

法において、何を基準に新鮮とかフレッシュという言葉を使うのかということ、どこまでが新鮮かといった線引きが難しい、どこまで法律で規定するのかという部分もあります。こうした問題をひとつずつクリアしていく必要があります、今後、景品表示法の改正やガイドラインの作成といった作業が進められていくことになるかと思えます。

(加藤食品安全推進室長)

岩本委員から、消費者教育という観点を踏まえ、行政と事業者、そして消費者がそれぞれの責任を果たしながら、安全・安心が良い方向に向かっていけばというご意見でした。それぞれ消費者の皆さんが知識を持つべく勉強をしながら、分からないところは行政などの提供するリスクコミュニケーションの場で情報を集めていくことが必要であろうと、この協議会の場においても何度かご意見をいただいていたことかと思えます。

また、水野委員からもお話がありましたが、我々はもともと、食中毒をはじめとする危険な食品の規制を行っていく行政をしてまいりましたが、今後は消費者の手に届かないところ、知らない部分についても、行政の監視の目を光らせていく必要があると思えます。そのすき間部分のひとつが、今回のメニュー表示の問題であると思えます。問題を教訓にスピード感を持って、時代の流れに即応した体制づくりや対応を行っていく必要があるかと思えます。当計画は5か年計画であり、当初から5年後の状態まで反映できるものではなく、中間見直しの機会もあろうかと思えます。

武山委員からお話のあった体験学習ですが、自分で体験することは最大の知識習得の機会であり、情報の宝庫であると思えます。手前味噌ですが、我々は食品安全セミナーという、県内の農業生産現場、食品工場をバスで回り、バスの中や現地において色々な学習、情報交換を1日ばかりで行う事業を実施しております。本年度も県下3か所を出発点として実施しており、昨日も今年度最後のツアーを実施しました。県東濃西部総合庁舎を出発して、海津市のトマト農場と美濃加茂市のお菓子工場を回りました。40名程度を定員として、ここ1、2年は満員に近い状態で催行しております。こうしたイベントも継続しながら、様々なリスクコミュニケーションを実施していきたいと思えます。

(高木副会長)

その他、何かご意見はありますか。

(武山委員)

食卓の安全・安心ニュースは、どのあたりに配布していますか。

(野池技術課長補佐兼係長 (生活衛生課))

食卓の安全・安心ニュースは、教育委員会などにご協力をいただき、幼稚園から小中学校、高等学校と、学校関係には幅広くお配りしています。そのままお使いいただいても結構ですし、給食日より等に抜粋、加工して使用いただいても結構です。また、なるべく多くの方に見ていただくために、県庁内の関係課を通じて各種団体へ提供しているほか、県内の市町村にも配布しています。市町村のホームページでも、当室のホームページにリンクしてお使いいただいているところもいくつかあります。また、当室のホームページやフェイスブックページなどにおいてもご紹介しております。

(武山委員)

今後、T P Pの関係で輸入食品の流通量も多くなる可能性もあると思いますし、ちょうど輸入食品の記事だったので興味深く読んでおりました。

(河原委員)

第3期の計画案で、指標が累計で表示してあるものがありますが、どういった意味があるのかということと、例えば平成25年度実績というようなことで、検査回数など、スタート値を記載することはできないでしょうか。

(野池技術課長補佐兼係長 (生活衛生課))

第3期計画においては、平成30年度が最終ゴール地点になりますが、ここに向けて努力していくという観点から、累計にするのが良いのか、単年度ごとにするのが良いのか、この2通りの方法を意識して使い分けています。例えば、リスクコミュニケーションの人数などは、我々の努力とは無関係に、その時々食品安全に対する関心の度合いなどで、ある年度に急増あるいは急減するような、不確定要素があります。単年度ごとの目標で、例えば最終年度に多くの人が集まり、目標を達成したとしても、それが5年間の姿を本当に表しているのかどうか。こうした不確定要素のある項目については、最終地点を評価するのに5年間の累計を見たほうが正確に5年間の姿を現していると考えました。一方で職員向け研修会のような、年度ごとに一定数を実施するべきであり、まとめて実施しても意味がないようなものは、単年度の数値を指標としています。

また、現在の数値を記載することについては、先ほどお話しした不確定要素のある項目については、スタート地点が多い数値や少ない数値になってしまうことがありますので、記載してはおりません。項目によりけりの部分もあろうかとは思いますが、今後、ご意見等を伺いながら、記載のしかたについて検討していきたいと思っております。

(高木副会長)

皆さま、ありがとうございました。

第3期の計画については、これまでよく練られてきたと思いますが、コラボレーションの姿などは、計画が実施されていく段階でより良い形にさせていただくということで、我々も出来る限り参加しながら、岐阜県の食品安全の姿を他の都道府県に自慢できるよう、活動していきたいと思います。また、岐阜県産の農産物について、我々も自信を持って宣伝していきたいと思います。

以上で議題は終了しました。事務局にお返しします。

(加藤食品安全推進室長)

本日はありがとうございました。第3期計画については、12月9日からおよそ1か月間、パブリック・コメントを実施する予定ですので、ぜひご意見をお寄せいただければと思います。計画は、第3回の協議会に再度お出ししたいと思います。

(野池技術課長補佐兼係長(生活衛生課))

委員の皆さま、ありがとうございました。

冒頭に申しあげましたとおり、本日の議事録の案ができましたら、皆様にお送りさせていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。また、第3回の協議会については、2月中旬の開催を予定しております。改めてご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで終了させていただきます。お疲れ様でした。